

学校で予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条、19条）

分類	概要	病名	出席停止期間
第1種	感染症法の第1類感染症と結核を除く2類感染症	エボラ出血熱	治癒するまで
		クリミア・コンゴ出血熱	
		痘そう	
		南米出血熱	
		ペスト	
		マールブルグ病	
		ラッサ熱	
		急性灰白髄炎	
		ジフテリア	
		重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	
		中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MARSコロナウイスであるものに限る）	
		特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	
		指定感染症及び新感染症	
第2種	空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症※	

※第2種の感染症の出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

※その他の感染症は、学校医およびその他医師において、その感染拡大を防ぐために、出席停止の必要があるときに限り、第3類の感染症として措置できる疾患である。